

平成22年4月

大野城市において  
各戸検針の実施をご検討中の皆様へ

共同住宅の改造や各戸検針の申請等に係る  
提出図面等の作成上の注意について

共同住宅の改造や各戸検針の申請等に係る提出図面等について、①線や文字に途切れやかすれ、つぶれ、黒ずみ等があるため、内容の判別が困難な箇所がある、②図面に現地と整合（一致）していない箇所があるもの等が散見されております。

図面等に不備な箇所がある場合、内容審査や竣工検査の際だけでなく、竣工後においても、検針や停水、メーターの検満取替、修理、その他の維持管理等を安全かつ容易、迅速、随時に実施していくうえで支障をきたす原因となります。

つきましては、図面等を作成する際においては、別添「共同住宅の改造等に係る提出図面等の作成上の注意」を参照の上、適正な内容に仕上げた上で提出するものとしてください。

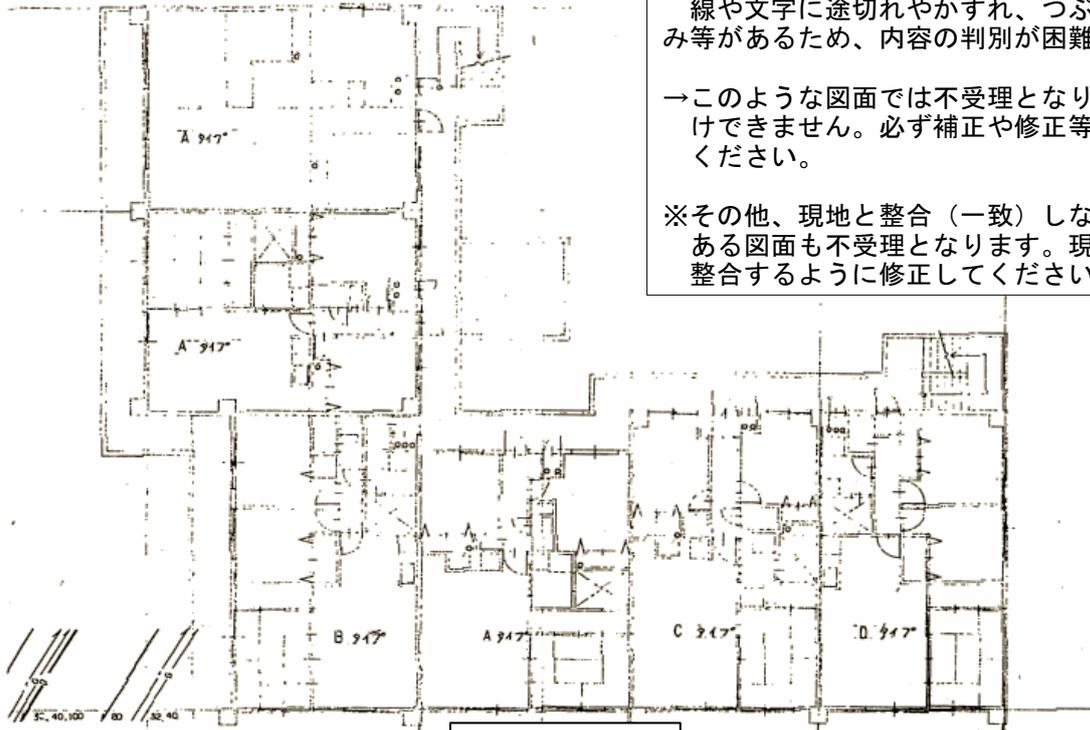
なお、別添「共同住宅の改造等に係る提出図面等の作成上の注意」に記載している事項は、図面等作成上の最低限の基準となるものですので、遵守できていない図面等や箇所が含まれる場合は、原則として受付等を不受理と致しますので、十分留意してください。

また、系統図やメーター室（パイプシャフト）の詳細図、その他の竣工図面等が紛失・欠損・不存在である場合は、必要に応じて現地調査のうえ追加作成してください。

なお、図面等の作成に当たっては、手書による作成も可能です（必ずしもCAD等を使用する必要はありません）。ただし、線の描画は定規等を用いるものとし、正確・明瞭・簡潔さに留意して作成してください。また、必要に応じて注釈を付記してください。

お問い合わせ先 大野城市 上下水道局 料金施設課 給排水設備担当  
電話（直通）092-580-1928

共同住宅の改造や各戸検針の申請等に係る提出図面等の作成上の注意 【別紙】  
【悪い例】



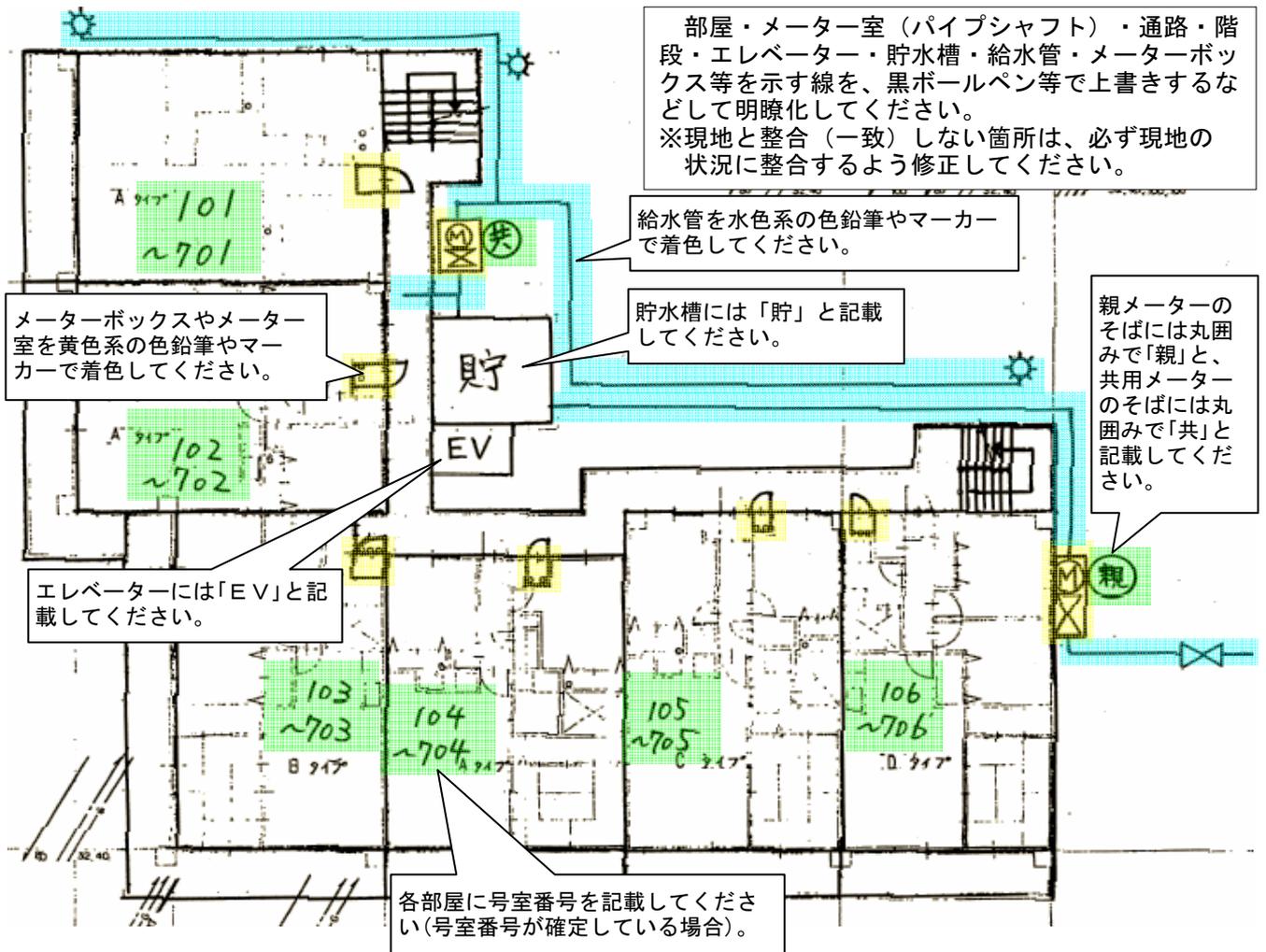
問題点：  
線や文字に途切れやかすれ、つぶれ、黒ずみ等があるため、内容の判別が困難。

→このような図面では不受理となり、受け付けできません。必ず補正や修正等を行ってください。

※その他、現地と整合（一致）しない箇所がある図面も不受理となります。現地状況と整合するように修正してください。

補正・修正

【問題箇所を補正（修正）した例】



部屋・メーター室（パイプシャフト）・通路・階段・エレベーター・貯水槽・給水管・メーターボックス等を示す線を、黒ボールペン等で上書きするなどして明瞭化してください。  
※現地と整合（一致）しない箇所は、必ず現地の状況に整合するよう修正してください。

給水管を水色系の色鉛筆やマーカーで着色してください。

貯水槽には「貯」と記載してください。

親メーターのそばには丸囲みで「親」と記載してください。共用メーターのそばには丸囲みで「共」と記載してください。

メーターボックスやメーター室を黄色系の色鉛筆やマーカーで着色してください。

エレベーターには「EV」と記載してください。

各部屋に号室番号を記載してください（号室番号が確定している場合）。